

## 千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、緊急時における適切かつ迅速なAEDの使用及び心肺蘇生法の実施が、要救助者の救命率の向上及び後遺症の軽減に果たす役割の重要性に鑑み、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進について、県の責務等を明らかにし、県その他の者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るとともに、誰もが要救助者に対して自発的かつ積極的にAEDを使用し、及び心肺蘇生法を実施することができる環境をつくり、もって一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 AED 自動体外式除細動器をいう。
- 二 心肺蘇生法 胸骨圧迫又は人工呼吸により血液の循環又は呼吸を補助する処置をいう。
- 三 要救助者 本県の区域内において心肺の機能が停止した状態にある者又はそのおそれがあると認められる者をいう。
- 四 県民 本県の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

### (県の責務)

第三条 県は、国、市町村（市町村の消防事務を共同処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）、事業者その他の関係者と連携し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村と連携し、県内におけるAEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するものとする。

### (市町村の役割)

第四条 市町村は、国、県、事業者その他の関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に努めるものとする。

2 市町村は、県と連携し、県内におけるAEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するよう努めるものとする。

3 市町村は、県に対し、第十二条第一項に規定するAED情報の提供に努めるものとする。

### (県民の役割)

第五条 県民は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の習得及び維持に努めるものとする。

2 県民は、要救助者を発見した場合は、相互扶助の精神にのっとり、自ら率先してAEDの使用及び心肺蘇生法の実施に努めるものとする。

3 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得した県民は、その習得した知識及び技能の内容及び程度に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生法の

実施に関する知識及び技能の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、従業員に対し、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得させ、及び維持させるよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るため、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な方針

二 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する目標

三 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学校及び保育所等における取組の促進)

第八条 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。)の教職員及び保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。)の教職員に対し、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識、技能及び指導方法を習得させ、及び維持向上させるよう努めるものとする。

2 学校(幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)は、授業その他の教育活動において、児童又は生徒の発達段階に応じ、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得するための機会を確保するよう努めるものとする。

3 県立中学校及び県立高等学校は、生徒に対し、心肺蘇生法の実施又はA E Dの使用に関する実習を行うものとする。

4 学校(前項に規定するもの並びに幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)は、児童又は生徒に対し、心肺蘇生法の実施及びA E Dの使用に関する実習を行うよう努めるものとする。

5 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、第二項に規定する機会の確保又は第三項若しくは前項に規定する実習の実施のために必要な機材の貸出し、人材の派遣その他の支援を行うよう努めるものとする。

(広報活動及び普及啓発強化月間)

第九条 県は、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民の間に、広くAEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての関心及び理解を深めるため、AEDで命を救う勇気を持つ月間を設ける。

3 AEDで命を救う勇気を持つ月間は、九月とする。

4 県は、市町村その他の関係者と連携し、AEDで命を救う勇気を持つ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県有施設におけるAEDの設置等)

第十条 県は、別に定める県有施設にAEDを設置するものとする。

2 県は、前項に規定する県有施設において、別に定める基準に従って、AEDを設置した場所を適切に表示するものとする。

3 県は、別に定める基準に従って、その所有するAEDを適切に維持管理するものとする。

4 県は、行事を主催するときは、当該行事の開催場所にAEDの確保を図るものとする。

(事業所におけるAEDの設置等)

第十一条 事業者は、事業所にAEDを設置するよう努めるものとする。

2 AEDを設置している事業者(以下「AED設置事業者」という。)は、前条第二項に規定する基準その他のAEDを設置する場所の表示に関し必要な事項についての定めに従って、事業所においてAEDを設置した場所を適切に表示するよう努めるものとする。

3 AED設置事業者は、前条第三項に規定する基準その他のAEDの維持管理に関し必要な事項についての定めに従って、その所有するAEDを適切に維持管理するよう努めるものとする。

(AEDに関する情報の提供及び公表)

第十二条 県内にAEDを設置している者は、知事が別に定めるところにより、県に対し、当該AEDの種類、設置場所、第三者利用の可否、利用可能な時間その他の県民が当該AEDを利用するために有益な情報(以下「AED情報」という。)を提供するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、AED情報の変更及びAEDの設置の廃止について準用する。

3 県は、前各項の規定によりAED情報の提供があった場合は、速やかに、県民に対し、インターネットその他の方法により当該AED情報を公表するものとする。

4 AEDを販売し、授与し、又は貸与しようとする者は、その相手方に対し、AED情報を県に提供するよう促すものとする。

(援助)

第十三条 知事は、要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した者(以下「救助実施者」という。)に対して提起された訴訟が、AEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した事案に係るものである場合であって、千葉県救急・災害医療審議会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起された救助実施者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

2 県は、救助実施者が要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施したことにより、当該救助実施者に健康被害等が生じた場合において、必要な情報の提

供その他の適切な援助を行うものとする。

(貸付金の返還等)

第十四条 前条第一項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、相当の期間、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が棄却その他の理由により終了し、当該訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者が違法な行為をしたとは認められないとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(財政上の措置)

第十五条 県は、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施を促進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

(見直し)

第十六条 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。